

## ● 第2章 砂川市の住まい・住環境の課題と展開方向

1. 国・北海道・砂川市の住宅施策から見た住まい・住環境の課題と検討事項
2. 砂川市の推進施策及び国・北海道の住宅施策から整理した本計画の推進方針

## 1. 国・北海道・砂川市の住宅施策から見た住まい・住環境の課題と検討事項

ここでは、従前計画で位置づけた推進施策の取り組み状況・課題を整理し、今後の推進施策の方向性を明確にします。同時に、国・北海道の住生活基本計画で位置づけられた方針・施策について、連携して対応すべき事項を洗い出し、本計画の推進方針を設定します。

### ○各推進施策の庁内における具体的な取り組み内容・課題・施策の方向性のための評価

平成26年度策定の「砂川市住生活基本計画」で位置づけた推進施策について、これまでの具体的な取り組み状況及び課題を整理し、今後の各施策の方向性を設定するため評価を行います。

### ○国の住宅施策に対する現行の砂川市の推進施策の対応状況及び各施策の今後の方向性

令和2年度に見直し策定された「住生活基本計画（全国計画）」に掲げられている目標、基本的な方針・施策に関連する現行の推進施策の対応状況を整理し、施策の方向性を設定します。

### ○北海道の住宅施策に対する現行の砂川市の推進施策の対応状況及び各施策の今後の方向性

令和3年度に見直し策定された「北海道住生活基本計画」に掲げられている目標、基本的な施策に関連する現行の推進施策の対応状況を整理し、施策の方向性を設定します。

(1) 各推進施策の庁内における具体的な取り組み内容・課題・施策の方向性のための評価

◆従前の砂川市住生活基本計画（平成26年度策定）		◆推進施策のこれまでの取り組み内容		◆課題	◆施策の方向性のための評価	
<b>基本理念</b> 『安心して心豊かに いきいき暮らそう まわす安心・心豊か・ いきいきをつなげる 住まい・住環境づくり』	<b>推進方針①</b> 移住定住促進に向けた 住環境づくり	<b>推進施策</b> 重点プロジェクト ①-1. U・Iターンや若年就労層、子育て世帯の移住定住促進に向けた情報提供・相談対応の充実 住み替え支援	※赤字：具体的な取り組み内容 青字：実施に至らなかった内容 ・移住定住に係る情報提供及び相談対応のほか、砂川での生活を体験することができる「すながわお試し暮らし事業」の実施や、地域おこし協力隊によるYouTube等を活用した幅広い分野での情報発信を行っている。 ・東京での移住相談会等への参加により、移住希望者からの相談を直接受けたほか、すながわ情報メールや市ホームページにおいても継続した情報提供を行っている。 ・建築住宅課内に相談窓口を設置し、住宅に関するさまざまな相談に応じている。	・すながわお試し暮らし事業で使用している移住促進住宅については、令和5年度より、3棟体制で実施しているが、老朽化している住宅や民間から借上げている住宅の今後の利用等について検討する必要がある。	○	
	①-2. 移住定住促進と地元企業の受注拡大に寄与する支援事業の充実	住み替え支援 ハートフル住まい	・地元企業のメリットを活かした住まい・住環境づくりへの支援の一環として、ハートフル住まい推進事業（住宅改修や住宅建設・購入時の助成）に取り組んでおり、平成30年度には住み替え支援事業補助金（移住者・子育て世帯・若年世帯・親との同居近居・医療・介護従事者に対する助成）を創設し、補助金の拡充を行っている。 ・平成28年度に住み替え支援協議会を設置し、宅建業者や建設関係業者と連携を図りながら相談内容に応じて協議会会員に繋いでいる。 ・戸建て民間賃貸住宅の改修補助については、入居者に対しての直接補助とならず、また移住定住の効果を図りつづけるため実施に至らなかった。	・今後も必要に応じて各種補助金の見直しを検討する必要がある。 ・登録物件として市ホームページに掲載した物件の賃貸が成約された場合の助成制度「登録物件促進補助金」を行っているが、活用される件数は少なく、今後は制度の周知方法を検討する。	○	
	①-3. 移住定住の促進、及び住宅規模と世帯構成のミスマッチ解消に向けた住み替え支援の推進	住み替え支援	・住み替えを円滑に進めるための仕組みづくりとして、平成28年度から空き家・空き地情報登録制度により、市内の空き家情報を市ホームページで公開し、空き家の売り手と買い手をつなぐ取り組みを行っている。 ・住み替え支援に係る補助金等について市広報の他に、平成29年度から空き家情報パンフレットを作成し、空き家所有者等へ配布、平成30年度からは広域で配布される情報誌に広告を掲載することにより、市外の方にも広く周知するよう取り組みを行っている。	・空き家・空き地情報登録制度については、公開した空き家の成約率は90%以上となっており、市内での住み替え・移住支援に貢献している取り組みであるため、今後も継続する。 ・今後も取り組みを継続し、必要に応じて各種補助制度の見直しを検討する。また、取り組みの周知拡大をめざし、内容を検討する必要がある。	○	
	①-4. 空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	住み替え支援	・平成28年度に住み替え支援協議会を設置し、各業種と連携・協力する環境整備を行った。 ・空き家・空き地情報を市ホームページに掲載することにより、活用可能な住宅ストックを周知し、住み替えを検討している方へ周知している。 ・市内の空き家の管理台帳を作成することで、把握している空き家の状態を整理している。 ・年3回新規で掘り起こした空き家の所有者に対して意向調査を実施することで、状況の把握をしている。	・より詳細な情報化が必要か、情報を絞って取りまとめていくかなどの検討が必要であるが、市内の空き家・空き地情報の管理を行う上で必要な取り組みであり、施策としては今後も継続していく必要がある。	○	
	①-5. 多様な世帯に対する良質な民間賃貸住宅等のストック形成の促進	ハートフル住まい	・移住希望者向けに、使用されていない国の官舎1棟4戸を取得・改修し、移住定住促進住宅として賃貸・管理を行っている。 ・なお、民間賃貸住宅の事業化については、供給促進に向けた住宅建設者への誘導策や、入居者に対する財源を含めた支援など効果的な支援に結び付く有効な定住促進策を見出すことができず事業化には至らなかった。	・民間賃貸住宅については利便性の高いエリアにおいて「単身向け」が、また教育施設エリアにおいて「世帯向け」の建設が好調であり、民間活力を活かしたストック形成を図るため事業者等からの情報収集や情報発信の方法を検討する必要がある。	○	
	<b>推進方針②</b> 住み慣れた住宅で 長く安心して暮らし続けられる 住まいづくり	②-1. 住宅におけるユニバーサルデザインの視点に立った取り組みの推進	ハートフル住まい	・国、北海道、（一財）北海道建築指導センター等のユニバーサルデザイン等に関するパンフレット・普及資料などを活用して、各種情報提供を行っている。	・各種情報提供については、引き続き継続する必要がある。	○
		②-2. 住まいづくりに関する情報提供・相談対応の充実	住み替え支援 ハートフル住まい	・総合相談窓口を設置しており、相談内容に応じて住み替え支援協議会会員を紹介するなど情報提供を行っている。 ・国、北海道、（一財）北海道建築指導センター等の住まいに関するパンフレット・普及資料を活用して、各種情報提供を行っている。	・適切に情報提供することができおり、今後も取り組みを継続する必要がある。	○
		②-3. 既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実	ハートフル住まい	・平成30年度と令和3年度にハートフル住まい推進事業の内容の見直し及び拡充を実施した。申請件数は年々増えており、幅広い市民が活用している。 ・木造住宅の無料耐震診断については、北海道の制度に則して実施しているが申請者がなく実績はなかった。それに伴い、砂川市永く住み（住宅改修）補助金にある耐震改修工事についても実績はなかった。	・施策全体としては取り組みを継続し、必要に応じて各種補助金の見直しを検討する必要がある。 ・なお、耐震改修については申請者がいなかったことから効果的な周知方法を検討する必要がある。	○
		②-4. ユーザーサービスの向上、地域の技術力向上、人材育成につながる支援の充実		・市内企業への就業機会の確保から、市内の高校生を対象として、「ジョブスタート事業」を実施している。	・建設関係企業は毎年一定数の参加があり、周知が進んでいるが、高卒の就職先に結び付いていないため効果的な周知方法を検討する必要がある。	○

◆従前の砂川市住生活基本計画（平成26年度策定）		◆推進施策のこれまでの取り組み内容		◆課題	◆施策の方向性のための評価	
<p>基本理念 『安心して心豊かにいきいき輝くまが』 『安心・心豊か・いきいきをつなげる 住まい・住環境づくり』</p>	<p>推進方針③ 子どもから高齢者・障がい者まで誰もが安全・安心に暮らせる住まい・住環境づくり</p>	<p>推進施策</p> <p>重点プロジェクト</p>	<p>※赤字：具体的な取り組み内容 青字：実施に至らなかった内容</p> <p>・高齢者に向けた福祉サービスとして、配食・除雪サービス・緊急通報装置設置事業等を通じて<b>高齢者の在宅生活を支援</b>している。 ・平成25年度からスタートした<b>高齢者の見守り事業</b>についても、各町内会、民生児童委員等で高齢者情報を共有することで、地域の見守り活動に繋がっている。</p>	<p>・民生委員については、令和4年度の改選時より定数に欠員が生じていることから、地域間格差の解消に向けて可及的速やかに欠員を解消する必要がある。 ・ボランティアで支えていくことが今後難しくなるため、高齢者の生活を支援する担い手の充実や、有償サービスを含めて検討する必要がある。 ・施策全体としては、高齢者の生活不安の解消や利便性の向上が図られていること、また、配食、除雪サービスについては、利用件数が年々増加しており、在宅高齢者の生活に必要な不可欠なサービスとなっていることから継続を検討する必要がある。</p>	<p>※○：継続（変更等も含む） －：取止め</p>	
	③-1.	「福祉サービスの提供」と「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」による安心居住の推進				○
	③-2.	福祉と建築の制度間の連携による、高齢者・障がい者に対応する住宅改修支援の継続	住み替え支援 ハートフル住まい	・住宅の <b>バリアフリーに関する改修</b> について、介護認定者へは介護保険制度による住宅改修費支給以外に、市独自の支援制度として「 <b>居宅介護住宅改修資金貸付事業</b> 」、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者等については「 <b>高齢者等安心住まい（住宅改修）補助金</b> 」、障がいのある方へは「 <b>日常生活用具給付等事業</b> 」として <b>住宅改修支援を実施</b> している。	・各種補助事業については今後も継続し、制度周知のため引き続き情報提供に努める。	○
	③-3.	家族形態や身体状況の変化に応じて、円滑に住み替えることができる仕組みづくり	住み替え支援	・ <b>家族形態や身体状況を踏まえた上で相談対応</b> を行い、必要があれば高齢者施設や老人ホームへの入所案内を行っている。 ・子育て世帯が <b>円滑に住み替える</b> ように、住宅の建設又は購入時に補助を行う「 <b>子育て支援補助金</b> 」を導入している。	・「子育て支援補助金」については、毎年度一定の実績があり、住み替え時の負担軽減のサポートとなっていることから、今後も制度の継続、対象者の拡充等を検討する。	○
	③-4.	高齢者・障がい者を取り巻く住まい・住環境に係る情報提供の推進	住み替え支援	・居住環境の整備については主に住宅改修制度について <b>福祉・建築の担当者が連携を図りながら各種制度について情報提供</b> を行っている。 ・生活実態や身体状況を踏まえた上で、 <b>高齢者施設や老人ホームへの入所の相談を受け、案内</b> している。	・相談支援体制においては福祉・建築の縦割りとならないよう、今後も横断的に連携・協力を図りながら、引き続き丁寧な情報提供を行うべく体制を維持していく必要がある。	○
	③-5.	子育て世帯の住まい・住環境に係る支援	住み替え支援 ハートフル住まい	・ <b>子育て世帯・若年世帯に対して補助を実施</b> している。 ・ <b>住宅セーフティネットを担う公営住宅</b> では、長期的な必要戸数などを踏まえた整備方針を定め、長期的な活用に向けて安全で良質な住宅ストックの整備を計画的に進めている。	・子育て世帯に対する補助金については一定の成果があり、さらなる拡充を検討する。 公営住宅については、長寿化計画に基づき改修を継続して行う。	○
	③-6.	子育て支援や高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進		・さくら保育園に併設された子育て支援センターにおいて、 <b>子育てに関する相談対応</b> や、親子同士、子ども同士の交流を深める様々な事業を実施している。 ・地域において <b>高齢者が自主的に運営する団体</b> が取り組む活動（サロン活動）に対して、運動指導などの講師の派遣や、会場費の助成を行うことで、 <b>活動の活性化</b> を図っている。 ・ <b>老人クラブ</b> 等に対し、運営費を補助することにより、老人クラブの活動及び事業促進につながり、高齢者の社会参加や <b>健康づくりの機会が確保</b> されている。	・今後も子育て世帯が孤立しないよう、子育て支援センターの利用促進を図ることで、地域における子育て支援を積極的に推進していく必要がある。 ・サロン活動の減少や老人クラブの解散、会員数及び活動の減少が見られることから、会員募集を含めた周知等の支援を検討する必要がある。	○
	③-7.	誰もが安全・安心に利用できて、ふれあい・交流が生まれる広場・緑地の推進		・ <b>公園施設長寿化計画</b> に基づき、予防保全型のインフラ老朽化対策の推進を図るべく、毎年、遊具施設の点検を実施し、 <b>安全・安心な公園</b> を保つため、 <b>随時、遊具及びベンチ、トイレ等施設の改築</b> を行っている。	・公園施設のバリアフリー化に関しては、全公園の整備には至っておらず、今後は、総合計画のアンケート結果や公園の利用状況を踏まえ、バリアフリー化の整備に努める必要がある。	○
	④-1.	まちなか居住に寄与する事業の継続と住情報提供事業の充実	ハートフル住まい	・まちなか居住区に優遇した「 <b>まちなか住まいる等補助金（ハートフル住まいる補助金）</b> 」を実施している。	・補助制度は取り組みを継続し、必要に応じて各種補助金の見直しを検討する必要がある。	○
	④-2.	まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進		・高齢者世帯向け民間賃貸住宅の整備については、民間事業者によりサ高住の建設が予定されている（実績としてはまちなかに有料老人ホーム等3件、特別養護老人ホーム1件、うち市立病院周辺は1件）。	・利便性の高いまちなかの遊休地等を有効に活用できるよう、民間活力を活かしたストック形成を図るため不動産業者等への情報収集・情報発信の方法を検討する必要がある。	○
	④-3.	まちなかのにぎわいとつながるおいあられる快適な住環境づくりに向け、民間団体等による継続的な活動との連携と支援		・商工会議所や商店会連合会等の関係団体や市民・民間団体と連携を図り、プレミアム商品券・商店会連合会加盟店専用商品券の発行やスイートロード協議会によるスタンプラリーの実施などへの支援を行うなど、 <b>まちづくり活動やまちなか居住環境の向上のための各種取り組みを実施</b> している。 ・「 <b>園道一直線商店街花いっぱい運動</b> 」や「 <b>もっと花いっぱい運動</b> 」による <b>地域一体となった道路の美化活動</b> を行っている。	・商工会議所や商店会連合会等の関係団体や民間団体等が今後も継続的に活動できるよう連携・支援を行う必要がある。	○

◆従前の砂川市住生活基本計画（平成26年度策定）		◆推進施策のこれまでの取り組み内容		◆課題	◆施策の方向性のための評価
<p>～『住環境の質を向上させ、住居の魅力を高める』～</p> <p>～『砂川市が、住居の魅力を高める』～</p> <p>～『砂川市が、住居の魅力を高める』～</p> <p>～『砂川市が、住居の魅力を高める』～</p> <p>～『砂川市が、住居の魅力を高める』～</p>	<p>推進方針</p> <p>⑤-1. 管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進</p> <p>住み替え支援 ハートフル住まい</p>	<p>※赤字：具体的な取り組み内容 青字：実施に至らなかった内容</p> <p>・管理不全な空き家を未然に防止するための適切な維持管理を履行する取り組みとして、<b>空き家等相談窓口の開設</b>、市役所等公共施設での情報提供冊子等の配布や市ホームページ、広報すながわ、固定資産税納税通知書に同封する文書による情報提供により、<b>市民や空き家所有者等への周知・啓発</b>に取り組んでいる。</p> <p>・<b>空き家台帳</b>を作成し、市内の空き家について管理している。また、定期的に空き家所有者に対して意向調査の実施や、3年に一度全空き家の全件調査を実施し定期的に現況確認をしており、状態が悪化した場合に備えて<b>空き家管理者の把握</b>をしている。</p> <p>・平成30年度には砂川市老朽住宅除却費補助金の見直し・拡充を行い、毎年30件強の利用実績がある。</p> <p>・<b>札幌司法書士会との協定</b>により、相続登記業務の円滑化がこれまで以上に進む見込みがあり、空き家所有者の確知に大きく前進することが期待される。</p>	<p>・管理不全かつ所有者不在の空き家が所在する敷地の所有者が、自らの負担で解決を図ろうとする場合や、管理不全な空き家等の隣地所有者等利害関係者が、自ら財産管理制度等により当該空き家を取得・解体しようとする場合の支援策を検討する。</p> <p>・相続放棄などによる対応困難の物件について対応を検討する。</p> <p>・補助制度については、取り組みを継続し必要に応じて各種補助金の見直しを検討する。</p> <p>・ハートフル住まい（老朽住宅除却費補助金）の継続・拡充の検討を行う。</p>	○	
	<p>推進方針⑥</p> <p>環境重視型社会に配慮した住まい・住環境づくり</p> <p>⑤-2. 建築関連工事における地場製品の活用に係るPRの継続</p>	<p>・活用促進の対象となる建築関連工事で使用可能な地場産材、地場製品が減少しており、現在はPRをしていない。</p>	<p>・建築工事価格の高騰が続いている状況であること、また対象となる建築関連工事で使用可能な地場産材、地場製品が減少していることから、今後は取りやめも含めた施策の見直しが必要である</p>	—	
	<p>⑤-3. 建築廃棄物処理・リサイクルの推進に向けた周知と指導の継続</p>	<p>・法制度（<b>建設リサイクル法</b>）に基づき、<b>適切に指導</b>を行っており、今後も継続すべきである。</p>	<p>・今後も適切に周知・指導を継続する必要がある。</p>	○	
	<p>⑤-4. 長期優良住宅及びゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続</p> <p>住み替え支援 ハートフル住まい</p>	<p>・令和3年度より<b>住宅用太陽光発電システム導入費補助事業</b>の制度見直しを行い、住宅用蓄電池についても、補助対象とした。</p> <p>・<b>省エネルギー化</b>に向けては、国や北海道などが発行するパンフレット等を活用して<b>普及・啓発</b>を行っている。</p>	<p>・2050年までのカーボンニュートラル実現に向けて住宅用太陽光発電システム導入費補助制度の拡充等見直しを検討する。</p> <p>・令和7年度より全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けとなるので、引き続き、普及・啓発を行う。</p>	○	
	<p>推進方針⑦</p> <p>公営住宅の長寿命化の推進と良質なストック形成</p> <p>⑥-1. 公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適切な維持・管理</p>	<p>・<b>砂川市公営住宅等長寿命化計画</b>に基づき、公営住宅各住棟の改善事業や公園の整備について実施している。</p>	<p>・令和3年度に「砂川市公営住宅等長寿命化計画（平成23年度策定）」の見直しを行ったが、想定以上の少子高齢化・人口減少により空き住戸が増加しているため、次回計画の見直し時に、市の現状と整合性を図り、公営住宅等の適切な維持管理を推進する必要がある。</p>	○	

※○：継続（変更等も含む）

—：取止め

(2) 国の住宅施策に対する現行の砂川市の推進施策の対応状況及び各施策の今後の方向性

視点	目標	基本的な方針・施策（抜粋）	対応する砂川市の推進施策（現行）	今後の方向性	
「社会環境の変化」からの視点	■目標1 「新たな日常」やDXの進展等に 対応した新しい住まい方の実現	<b>(1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて 住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進</b> ○ 住宅内テレワークスペース等を確保し、職住一体・近接、在宅学習の環境整備、宅配ボックスの設置等による非接触型の <b>環境整備の推進</b> ○ <b>空き家等</b> の既存住宅活用を重視し、賃貸住宅の提供や <b>物件情報の提供等</b> を進め、地方、郊外、複数地域での居住を推進 ○ <b>住宅性能の確保</b> 、紛争処理体制の整備などの既存住宅市場の整備。計画的な修繕や持家の円滑な賃貸化など、子育て世帯等が安心して居住できる賃貸住宅市場の整備を推進 <b>(2) 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX<sup>1)</sup>、 住宅の生産・管理プロセスのDXの推進</b> ○ 持家・借家を含め、 <b>住宅に関する情報収集</b> から物件説明、交渉、契約に至るまでの契約・取引プロセスのDXの推進 <small>1)DX(デジタルトランスフォーメーション):将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること</small>	①-5. ※1	多様な世帯に対する良質な民間賃貸住宅等のストック形成の促進	○※2
			①-4.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	○
			②-3.	既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実	○
			①-4.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	○
			②-3.	既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実	○
	■目標2 頻発・激化する 災害新ステージにおける 安全な住宅・住宅地の形成と 被災者の住まいの確保	<b>(1) 安全な住宅・住宅地の形成</b> ○ ハザードマップの整備・周知等による水災害リスク情報の空白地帯の解消、不動産取引時における災害リスク情報の提供 ○ 関係部局の連携を強化し、地域防災計画、立地適正化計画等を踏まえ、 ・豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅立地を抑制 ・災害の危険性等地域の実情に応じて、安全な立地に誘導するとともに、 既存住宅の移転を誘導 ○ 住宅の改修による耐風性等の向上、 <b>耐震改修</b> ・建替え等による住宅・市街地の <b>耐震性の向上</b> ○ 災害時にも居住継続が可能な住宅・住宅地のレジリエンス機能 <sup>2)</sup> の向上 <b>(2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保</b> ○ 今ある既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを速やかに確保することを基本とし、公営住宅等の一時提供や賃貸型応急住宅の円滑な提供 ○ 大規模災害の発生時等、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を迅速に設置し、被災者の応急的な住まいを早急に確保 <small>2)レジリエンス機能:自然災害による停電時等においても、蓄電や発電により自立的にエネルギーを確保することができる等、災害時にも居住を継続することができる住宅・住宅地の機能のこと</small>			★
					★
			②-3.	既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実	○
					★
					★
「居住者・コミュニティ」からの視点	■目標3 子どもを産み育てやすい 住まいの実現	<b>(1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保</b> ○ 住宅の年取倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・ <b>子育て世帯</b> の都心居住ニーズもかなえる <b>住宅取得の推進</b> ○ <b>駅近等の利便性重視</b> の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性及び規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた <b>柔軟な住替え</b> の推進 ○ 民間賃貸住宅の計画的な維持修繕等により、良質で長期に使用できる <b>民間賃貸住宅ストックの形成</b> と賃貸住宅市場の整備の推進 ○ 防音性や <b>省エネ性能</b> 、防犯性、保育・教育施設や医療施設等への <b>アクセスに優れた賃貸住宅</b> の整備 <b>(2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり</b> ○ 住宅団地での建替え等における子育て支援施設や <b>公園・緑地</b> 等、コワーキングスペースの整備など、職住や職育が近接する環境の整備 ○ 地域のまちづくり方針と調和した <b>コンパクトシティの推進</b> とともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等	③-5.	子育て世帯の住まい・住環境に係る支援	○
			③-3. /④-2.	まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進/家族形態や身体状況の変化に応じて、円滑に住み替える仕組みづくり	○
			④-2.	まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進	○
			④-2. /⑤-4.	まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進/長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続	○
			③-7.	誰もが安全・安心に利用できて、ふれあい・交流が生まれる広場・緑地等の推進	○
			④-1. /④-2. /④-3.	まちなか居住に寄与する事業の継続と住環境提供事業の充実/まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進/まちなかにぎわいとるおいあふれる快適な住環境づくりに向けた、民間団体等による継続的な活動との連携と支援	○
					○

※1 : 推進施策の番号  
 ※2 ○: 国の施策に則して砂川市においても連携して推進する施策。★: 新規施策

視点	目標	基本的な方針・施策（抜粋）	→	対応する砂川市の推進施策（現行）	今後の方向性
「居住者・コミュニティ」からの視点	<p>■目標4 多様な世代が支え合い、高齢者が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p>	<p><b>(1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改修、住替え、バリアフリー情報の提供等、高齢期に備えた適切な住まい選びの総合的な相談体制の推進</li> <li>○ エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進</li> <li>○ 高齢者の健康管理や遠隔地からの見守り等のためのIoT<sup>3)</sup>技術等を活用したサービスを広く一般に普及</li> <li>○ サービス付き高齢者向け住宅等について、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示を推進</li> </ul>	→	<p>②-2. /③-4. 住まいづくりに関する情報提供・相談対応の充実/高齢者・障がい者を取り巻く住まい・住環境に係る情報提供の推進</p>	○
		<p><b>(2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅団地での建替え等における医療福祉施設、高齢者支援施設、孤独・孤立対策にも資するコミュニティスペースの整備等、地域で高齢者世帯が暮らしやすい環境の整備</li> <li>○ 三世帯同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住み替え等を推進。家族やひとの支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流する、ミクスドコミュニティの形成</li> </ul>	→	<p>②-3. /⑤-4. 既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実/長期優良住宅及びゼロエネルギー住宅、改修省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続</p> <p>③-1. 「福祉サービスの提供」と「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」による安心居住の推進</p> <p>③-4. 高齢者・障がい者を取り巻く住まい・住環境に係る情報提供の推進</p>	○
<p>■目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備</p>	<p><b>(1) 住宅確保要配慮者（低所得者・高齢者・障害者・外国人等）の住まいの確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の計画的な建替え等や、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進</li> </ul>	→	<p>⑥-1. 公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適正な維持・管理</p>	○	
	<p><b>(2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保</li> <li>○ 地方公共団体と居住支援協議会等が連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時対応等の実施</li> </ul>	→	<p>③-2. /③-4. 福祉と建築の制度間の連携による。高齢者・障がい者に対応する住宅改修支援の継続/高齢者・障がい者を取り巻く住まい・住環境に係る情報提供の推進</p> <p>③-1. 「福祉サービスの提供」と「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」による安心居住の推進</p>	○	
「住宅ストック・産業」からの視点	<p>■目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>	<p><b>(1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらの性能が確保された既存住宅、紛争処理等の体制が確保された住宅、履歴等の整備された既存住宅等を重視して、既存住宅取得を推進</li> </ul>	→	<p>⑤-4. 長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続</p>	○
		<p><b>(2) 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進</li> <li>○ 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新</li> </ul>	→	<p>⑤-4. 長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続</p> <p>②-3. /⑤-4. 既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実/長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続</p>	○
<p><b>(3) 世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、長寿命でライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEH<sup>4)</sup>ストックを拡充し、ライフサイクルでCO<sub>2</sub>排出量をマイナスにするLCCM住宅<sup>5)</sup>の評価と普及を推進するとともに、住宅の省エネ基準の適合率を向上させるための更なる規制措置の導入を検討</li> </ul>	→	<p>⑤-3. /⑤-4. 建築廃棄物処理・リサイクルの推進に受けた周知と指導の継続/長期優良住宅及びゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続</p>	○		

3)IoT:自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進出し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語

4)ZEH(ゼッチ): Net Zero Energy House(ネット・エネルギー・ゼロ/ハウス)の略称。断熱性能を大幅に向上させ、家庭で使用するエネルギーと、再生可能エネルギー等で発電するエネルギーを導入し、収支をバランスさせて、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする住宅

5)LCCM(ライフ・サイクル・カーボン・マイナス)住宅:建設時、運用時、廃棄時において省CO<sub>2</sub>に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO<sub>2</sub>排出量も含めライフサイクルを通じてのCO<sub>2</sub>の収支をマイナスにする住宅

視点	目標	基本的な方針・施策（抜粋）	対応する砂川市の推進施策（現行）	今後の方向性	
「住宅ストック・産業」からの視点	■目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進	<b>(1) 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却</b> ○所有者等による適切な管理の促進。周辺の居住環境に悪影響を及ぼす <b>管理不全空き家の除却等や特定空き家等に係る対策の強化</b> ○地方公共団体と地域団体等が連携して相談体制を強化し、 <b>空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等</b> を推進 ○所有者不明空き家について、財産管理制度の活用等の取組を拡大	⑤-1.	管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○
			⑤-1.	管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○
			⑤-1.	管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○
		<b>(2) 立地・管理状況の良い空き家の多様な利活用の推進</b> ○ <b>空き家・空き地バンク</b> を活用しつつ、古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅等、 <b>多様な二地域居住・多地域居住</b> を推進 ○中心市街地等において、地方創生やコンパクトシティ施策等と一体となって、 <b>空き家の除却</b> と合わせた敷地整序や、ランドバンクを通じた <b>空き家・空き地の一体的な活用・売却等</b> による総合的な整備を推進 ○ <b>空き家の情報収集</b> や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援	①-4.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	○
			①-4. /⑤-1.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進/管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○
			①-4.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	○
	■目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展	<b>(1) 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成</b> ○ <b>大工技能者等の担い手の確保・育成</b> について、職業能力開発等とも連携して推進。 <b>地域材の利用</b> や伝統的な建築技術の継承、和の住まいを推進	②-4. /⑤-2.	ユーザーサービスの向上、地域の技術力向上、人材育成につながる支援の充実/建築関連工事における地場製品の活用に係るPRの継続	○



(3) 北海道の住宅施策に対する現行の砂川市の推進施策の対応状況及び各施策の今後の方向性

※1 : 推進施策の番号(—は対応する推進施策なし)  
 ※2○: 道の施策に則して砂川市においても連携して推進する施策  
 —: 国や都道府県レベルで推進する施策  
 ★: 新規施策

理想像	視点	目標	基本的な施策	対応する砂川市の推進施策(現行)	今後の方向性
すべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる住生活	「居住者」	■目標1 (住宅確保要配慮者) 安定した暮らしにつながる住まいの確保	(1) 住宅確保要配慮者の入居・生活支援	⑥-1. ※1 公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適切な維持・管理	○※2
			(2) 借りの側、貸す側に対する支援体制の構築・拡充	①-2. 移住定住促進と地元企業の受注拡大に寄与する支援事業の充実	○
			(3) 安全安心で良質な住宅の整備・活用	②-3. 既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実	○
		■目標2 (子育て世帯・高齢者世帯) 子育てしやすい、住み続けられる暮らしの実現	(1) 子育て世帯や高齢者世帯の入居・生活支援	③-2. 福祉と建築の制度間の連携による、高齢者・障がい者に対応する住宅支援改修支援の継続/ 子育て世帯の住まい・住環境に係る支援	○
			(2) 住み慣れた地域での住替え支援	③-3. 家族形態や身体状況の変化に応じて、円滑に住み替えてできる仕組みづくり	○
			(3) 子育て世帯や高齢者世帯に快適な住宅の整備・活用	③-2. 福祉と建築の制度間の連携による、高齢者・障がい者に対応する住宅支援改修支援の継続/ 子育て世帯の住まい・住環境に係る支援	○
		■目標3 (多様な居住者) 多様でいきいきと暮らせる住生活の実現	(1) 豊かな暮らしの実現に向けた居住者への情報提供、住教育	①-1. U・Iターンや若年就労層、子育て世帯の移住定住促進に向けた情報提供・相談対応の充実/住まいづくりに関する情報提供・相談対応の充実	○
			(2) 多様な居住者のための情報提供・サービスの活性化	①-1. U・Iターンや若年就労層、子育て世帯の移住定住促進に向けた情報提供・相談対応の充実/住まいづくりに関する情報提供・相談対応の充実	○
			(3) 安全安心な暮らしの実現に向けた事前の備え		★
	「防災・まちづくり」	■目標4 (防災・復興) 安全安心で災害に強い住生活の実現	(2) 災害発生時の早急で細かな対応と住宅確保		
			(3) 災害後の迅速かつ強靱な復興支援		
			(1) 環境問題や地域課題の解決に向けた持続可能なまちづくり	⑤-4. 長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続	○
		■目標5 (住環境) 持続可能でにぎわいのある住環境の形成	(2) 多様な住生活の実現に向けた賑わいのあるまちづくり	④-3. まちなかのにぎわいとうるおいあふれる快適な住環境づくりに向けた、民間団体等による継続的な活動との連携と支援	○
			■目標6 (地域コミュニティ) つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成	(1) 互助を育み、賑わいを創出できるつながりづくり	④-3. まちなかのにぎわいとうるおいあふれる快適な住環境づくりに向けた、民間団体等による継続的な活動との連携と支援
		(2) 差別・偏見なく、多様な世代が共生できる地域づくり		③-7. まちなかのにぎわいとうるおいあふれる快適な住環境づくりに向けた、民間団体等による継続的な活動との連携と支援/誰もが安全・安心に利用できて、ふれあい・交流が生まれる広場・緑地等の推進	○
「住宅ストック・事業者」	■目標7 (住宅性能・機能・寿命・市場) 脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環	(1) 脱炭素社会の実現に向けた健康で豊かな暮らしに寄与する良質な住宅ストックの形成	⑤-4. 長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続	○	
		(2) 住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕	⑥-1. 公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適切な維持・管理	○	
		(3) 住宅循環システムの構築	⑤-3. 建築廃棄物処理・リサイクルの推進に向けた周知と指導の継続	○	
	■目標8 (空き家) 地域の活性化につながる空き家の解消	(1) 空き家の抑制・管理の促進	⑤-1. 管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○	
		(2) 良質な空き家の利活用の推進	①-4. 空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	○	
		(3) 住環境改善や災害リスク抑制に向けた危険空き家の除却	⑤-1. 管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○	
	■目標9 (住宅産業・住生活関連事業・新技術) 活力ある住生活関連産業の振興	(1) 北海道の技術や資源等の産業振興	⑤-2. 建築関連工事における地場製品の活用に係るPRの継続	—	
		(2) 住宅循環の円滑化、入居・生活支援事業の拡充	①-5. 多様な世帯に対する良質な民間賃貸住宅等のストック形成の促進	○	
		(3) 人手不足を補い、住生活の向上を図る新技術の導入	②-4. コーダーサービスの向上、地域の技術力向上、人材育成につながる支援の充実	○	

2. 砂川市の推進施策及び国・北海道の住宅施策から整理した本計画の推進方針

